

平成29年1月11日

御嵩町立小・中学校 教職員・保護者の皆様
可児市・御嵩町中学校組合立共和中学校 教職員・保護者の皆様

御嵩町(組合)教育委員会
教育長 高木俊朗

非常変災時における対応方針の改定について

岐阜県教育委員会は、岐阜県立高等学校・特別支援学校の「非常変災時における対応方針」については、策定後3年が経過したことにより、対応方針の課題を検討し、より適切な対応となるように、下記のとおり対応方針の一部を改定しました。

については、御嵩町教育委員会に対し、「下記の改定点を参考に、適切な対応がなされるよう指導願います。」との通知がありました。

よって、これらに基づき、御嵩町教育委員会の「警報等発表時における登下校及び給食対応基準」について、現行版(平成26年11月4日改訂)を本日付で、改訂版のように改訂します。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

◆主な改定点

- ・「非常変災時における対応方針」の留意点の一部を改定する。
(対応方針に示されている「気象警報発表中は自宅待機または学校待機を原則とする」という点は、現行通りとする。)
- ・非常変災に備え、各学校でタイムライン(防災行動計画)を作成し、対応する。
- ・台風などの進行型災害において、タイムラインで想定した警報発表時刻よりも早く警報が発表され、警報発表直後で、生徒が安全に下校できると校長が判断する場合には、警報発表中でも帰宅させることができることとする。ただし、この場合でも特別支援学校の児童生徒については現行通り学校待機とし、児童生徒のみで帰宅させない。
- ・ゲリラ豪雨など突発型災害の場合は、現行通り学校待機を原則とする。

【御嵩町教育委員会】警報等発表時における登下校及び給食対応基準

御嵩町教育委員会では、警報等の発表時の児童・生徒の安全確保のため、登下校等について次のように基準を定めています。

	4校（伏見小・共和中・御嵩小・向陽中）	2校（上之郷小・中）
登 校 前	<p>★ 特別警報が発表されたとき</p> <p>○ 待機、又は直ちに保護者とともに命を守る行動をとる。</p>	← 左に同じ
	<p>★ 警報が発表されたとき</p> <p>1 警報が解除されるまで自宅待機を原則とする。</p> <p>2 午前7時までに解除されたときは、平常通り授業を行う。</p> <p>3 午前11時前に解除されたときは、2時間後に授業を始める。</p> <p>4 午前11時前に解除されたときでも、通学路に危険箇所が生じる等登校できない場合は、自宅待機とし学校に必ず連絡をする。</p> <p>5 午前11時までに解除されないときは、休業とする。</p>	<p>(スクールバス準備のため)</p> <p>← 左に同じ</p> <p>← 6時までに</p> <p>← 10時までに</p> <p>← 10時までに</p> <p>← 10時までに</p>
※ 警報は解除されても、避難勧告・避難指示が解除されていない場合は、状況を判断して授業を実施するかしないか決定する。		
登 校 後	<p>★ 警報発表が予想される場合</p> <p>○ 気象状況を把握する担当者を置き、通学路の安全及び気象状況の安全を確認した上で、安全に帰宅させる事が出来ると認めた場合は、分団(地区)ごとに教員が引率し帰宅させる。ただし、帰宅しても保護者がいない場合や風雨等により帰宅が困難な場合は、学校に待機させ、引き渡し下校とする。</p>	
	<p>★ 特別警報・警報が発表されたとき</p> <p>1 警報が解除されるまで学校待機（場合によっては授業）を原則とする。</p> <p>2 警報が解除され、下校させる場合は、通学路の安全を確認して、分団(地区)ごとに教員が引率し帰宅させる。ただし、帰宅しても保護者がいない場合や風雨等で帰宅が困難な場合は、学校に待機させ、引き渡し下校とする。なお、避難勧告・避難指示が出てる場合はこの限りではない。</p> <p>3 警報発表直後で、児童生徒が安全に下校できると判断する場合には、警報発表中でも帰宅させることができることとする。この場合、上述の「警報発表が予想される場合」と同様な対応とする。</p>	

給食について

- 午前7時30分までに警報が解除されたときは、平常の給食を実施する。
- 午前7時30分から午前11時までに警報が解除されたときは、簡易な給食（ご飯、牛乳等）を実施する。
- 警報が発表されていないが、発表が予想される場合は、気象状況（台風の中心位置・規模・進行方向及び速度等）を判断して、献立の変更及び簡易な給食（ご飯、牛乳等）に変更、又は中止する場合がある。